

# 「東北地方太平洋沖地震」の被災に対して お見舞いと共済給付のお知らせ

このたびの地震に被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

今回被災された学生総合共済加入者のみなさまに対して、共済給付に関わる重要なお知らせです。

学生総合共済の給付申請は、落ち着いてからで十分間に合います。

大学生協の学生総合共済・おすすめしている保険に加入されていて、以下に該当になる場合は、大学生協の窓口までご連絡・お越しいただくか、大学生協共済連サポートダイヤル、共済ホームページにてお問い合わせください。

■大学生協共済連サポートダイヤル 0120-335-770

【受付時間】

月～金 9:40-17:30(2/14-4/10 9:00-19:00)

土曜 9:40-13:00(2/14-4/10 9:00-17:30 ※日・祝も同様)

■大学生協共済連ホームページ <http://www.tanuro.com>

1.学生総合共済と大学生協がおすすめしている保険の保障について

(1)生命共済にご加入の方

- 地震による落下物や飛来物、転倒によるケガ等で事故入通院したとき、
- ①入院と通院の合計日数が5日以上の場合は、1日目から保障になります。
  - ②入院は病気の場合も含めて1日目から保障の対象となります。
  - ③父母・扶養者の方が亡くなられた場合は、保障の対象になります。

(2)火災共済にご加入の方

火災共済では地震による被害については、残念ながら直接、間接を問わず保障の対象にはなりません。ご了承くださいませ。

(3) 学生賠償責任保険にご加入の方

本人が亡くなられた場合は保障の対象となります。  
学生賠償責任保険では地震・津波による賠償事故は、残念ながら保障の対象にはなりません。ご了承くださいませ。

(4) 扶養者死亡保障保険にご加入の方

扶養者死亡保障保険では地震・津波により扶養者が亡くなられたときは、残念ながら保障の対象とはなりません。ご了承くださいませ。

(5) 学業継続費用保険にご加入の方

扶養者の方が地震による事故により入院または自宅療養し、5日以上就業不能となった場合は保障の対象となります。

## 2. 契約内容の確認について

加入証書が手元になく加入している保障制度の内容確認ができないときは、上記共済サポートダイヤルまたは共済ホームページにてご連絡ください。

## 3. 契約の継続に伴う払込み、口座引落しの猶予期間設定について

- ① 卒業後進学等で引き続き在学され、契約を継続される方  
期間を延長いたします。お問い合わせください。
- ② 自動継続手続きの口座引落とし猶予期間について  
契約満期日より3ヶ月の払込猶予期間があります。

2011年3月16日

**全国大学生協共済生活協同組合連合会**